

改正後

介護人材確保推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 省略

(交付対象事業)

第2 この補助金は、介護人材確保推進事業のうち次に掲げる事業を交付の対象とする。

- (1) キャリア形成訪問支援事業
- (2) 現任者向け資格取得支援事業
- (3) 介護事業所等紹介動画作成支援事業
- (4) 潜在介護人材再就職準備金貸付事業
- (5) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (6) 処遇改善アップグレード支援事業
- (7) 介護事業所ネットワーク化推進事業

(削除)

(8) 外国人留学生奨学金等支援事業

第3～第16 省略

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに監視必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施し、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から実施し、平成24年3月31日をもって廃止する。

《中略》

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
ただし、平成31年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日に施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

ただし、令和2年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

改正前

介護人材確保推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 省略

(交付対象事業)

第2 この補助金は、介護人材確保推進事業のうち次に掲げる事業を交付の対象とする。

- (1) キャリア形成訪問支援事業
- (2) 現任者向け資格取得支援事業
- (3) 介護事業所等紹介動画作成支援事業
- (4) 潜在介護人材再就職準備金貸付事業
- (5) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (6) 処遇改善アップグレード支援事業
- (7) 介護事業所ネットワーク化推進事業

(8) 外国人介護人材受入支援事業

(追加)

第3～第16 省略

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに監視必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施し、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から実施し、平成24年3月31日をもって廃止する。

《中略》

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
ただし、平成31年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日に施行する。

(追加)

(追加)

改正後

別表 事業区分及び交付対象者

補助対象事業 事業区分	対象者	基準額	対象経費	補助率

(削除)

補助対象事業 事業区分	対象者	基準額	対象経費	補助率

改正前

別表 事業区分及び交付対象者

補助対象事業 事業区分	対象者	基準額	対象経費	補助率

補助対象事業 事業区分	対象者	基準額	対象経費	補助率

(追加)

改正後

改正前

第7号様式

様式第7号

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県知事 様

補助事業者住所
名称

補助事業者住所
名称

代表者の役職・氏名 印

代表者の役職・氏名 印

年度 介護人材確保推進事業費補助金に
係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年度 介護人材確保推進事業費補助金に
係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け高齢第 号で額の確定を受けた 事業につい
て、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱第14の規定により、下記のとおり報
告します。

平成 年 月 日付け高齢第 号で額の確定を受けた 事業につい
て、介護人材確保推進事業費補助金交付要綱第14の規定により、下記のとおり報
告します。

記

記

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 補助金額（知事が補助金の額の確定通知書により通知した額）金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 | 金 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 円 |

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 補助金額（知事が補助金の額の確定通知書により通知した額）金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 | 金 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 円 |

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税及び地方消費
税にかかる仕入控除による減額等の対象額ではない

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税及び地方消費
税にかかる仕入控除による減額等の対象額ではない